

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長 井 市 長

市町村名 (市町村コード)	長井市 (062090)	
地域名 (地域内農業集落名)	今泉 (下歌丸、町、田仲、本郷、窪、東、一本木、水木、親道、新田、今泉上、今泉中、今泉下、河井)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月20日 (第 2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・後継者がいないことが大きな課題となっている。
- ・歌丸地区、今泉地区は、法人化や大規模化は図られているところが多い。
- ・今泉地区は、他地区の者が個別の貸借をしており、虫食い状態になっている。
- ・今後は、集積をいかに進めるかが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

約半分の農地が転作であり、直面する課題が5年水張問題であり、農地の米作りができるかどうか、産地交付金がもらえなくなるのかがまず気がかりである。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	417 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	359 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
農地の集約をいかに進めるかの手法をまず決めていかなければならない。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地中間管理機構よりも、地元の事情に精通する農地利用改善組合を介して調整することを継続したい。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地区では、ほとんどの農地ですでに事業実施済である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
・法人化を要件とすると、多様な経営体が育成されず、担い手が確保できないので、個人事業主へ助成できるよう要件を緩和してほしい。 ・新規の就農者を増やすため、若い世代への交代に取り組むことはもちろん、地域おこし協力隊の受け入れなど地域外からの人材の積極的な受け入れにも取り組みたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
地域の農業者及び区域内の関係者による経営体だけでは受託しきれないので、農業協同組合にも協力をいただきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策※	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

② 堆肥の活用や飼料(WCS用稲・飼料用米・飼料作物)、稲ワラの生産など畜産農家との連携を引き続き取り組みたい。

③ 作業効率を高めるために、AIによる情報機器などスマート農業技術の導入をしていきたい。

⑦ 農業用水路、排水路が著しく劣化している箇所が多くなり、関係する土地改良区や地区内の保全協議会等と連携し、改良していきたい。

⑨ みどりの食料システムを取り入れ、環境負荷軽減や消費の拡大、食育の推進など、今後の農業を見据えた取り組みを模索していきたい。